

訂正箇所	正誤区分																			
	誤	正																		
特記仕様書 P20 24-4 鉄筋工 24-4-3 支払	<p>(1) 巻立てコンクリートの天端の新旧コンクリートとの境界に施工するシーリング材は「構造物施工管理要領」建設編 II-4-4-4「シーリング材」によるものとする。</p> <p>24-3-2 支払 共通仕様書8-2-17「支払」を以下に変更する。 コンクリートの支払いは、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1m3当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートの計量、練りませ、運搬、打込み、仕上げ、養生、シーリング等、コンクリートの施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>24-4 鉄筋工 24-4-1 材料 共通仕様書8-4-4「材料」に以下を追加する。 (3) 組立用アンカーに使用する材料は、「構造物施工管理要領」保全編 III-7-1-4「鉄筋コンクリート巻立て工法」によるものとし、施工中に脱落しないように十分な付着を確保出来る材料を使用するものとする。</p> <p>24-4-2 施工 共通仕様書8-4-5「施工」に以下を追加する。 (4) 組立用アンカーの施工は、「構造物施工管理要領」保全編 III-7-1-4「鉄筋コンクリート巻立て工法」によるものとする。 (5) フレア溶接の施工は、「構造物施工管理要領」保全編 III-7-2「鉄筋フレア溶接接手」によるものとする。 (6) アンカー削孔に伴うコンクリート殻については、本特記仕様書18、「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>24-4-3 支払 共通仕様書8-4-7「支払」を以下に変更する。 鉄筋の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う組立て筋を含む鉄筋の加工、組立て、据付け、アンカー削孔、孔の清掃、樹脂接着に要する材料、組立用アンカーに要する材料、コンクリートの取壊し発生材運搬、コンクリートの処分等、鉄筋の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> </div> <p>24-5 防護柵撤去設置工 24-5-1 種別 防護柵撤去設置工の「種別」は下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>対象箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G r-A-4 E</td> <td>既設ランプ部の防護柵を撤去し、撤去した</td> <td>鶴ヶ島 I C、Cランプ</td> </tr> <tr> <td>G r-A-2 E</td> <td>材料を再利用し原形復旧することをいう。</td> <td>鶴ヶ島 I C、Dランプ</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	対象箇所	G r-A-4 E	既設ランプ部の防護柵を撤去し、撤去した	鶴ヶ島 I C、Cランプ	G r-A-2 E	材料を再利用し原形復旧することをいう。	鶴ヶ島 I C、Dランプ	<p>(1) 巻立てコンクリートの天端の新旧コンクリートとの境界に施工するシーリング材は「構造物施工管理要領」建設編 II-4-4-4「シーリング材」によるものとする。</p> <p>24-3-2 支払 共通仕様書8-2-17「支払」を以下に変更する。 コンクリートの支払いは、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1m3当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートの計量、練りませ、運搬、打込み、仕上げ、養生、シーリング等、コンクリートの施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>24-4 鉄筋工 24-4-1 材料 共通仕様書8-4-4「材料」に以下を追加する。 (3) 組立用アンカーに使用する材料は、「構造物施工管理要領」保全編 III-7-1-4「鉄筋コンクリート巻立て工法」によるものとし、施工中に脱落しないように十分な付着を確保出来る材料を使用するものとする。</p> <p>24-4-2 施工 共通仕様書8-4-5「施工」に以下を追加する。 (4) 組立用アンカーの施工は、「構造物施工管理要領」保全編 III-7-1-4「鉄筋コンクリート巻立て工法」によるものとする。 (5) フレア溶接の施工は、「構造物施工管理要領」保全編 III-7-2「鉄筋フレア溶接接手」によるものとする。 (6) アンカー削孔に伴うコンクリート殻については、本特記仕様書18、「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。</p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> <p>24-4-3 支払 共通仕様書8-4-7「支払」を以下に変更する。 鉄筋の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う組立て筋を含む鉄筋の加工、組立て、据付け、アンカー削孔、孔の清掃、組立用アンカーに要する材料、コンクリートの取壊し発生材運搬、コンクリートの処分等、鉄筋の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> </div> <p>24-5 防護柵撤去設置工 24-5-1 種別 防護柵撤去設置工の「種別」は下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>対象箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G r-A-4 E</td> <td>既設ランプ部の防護柵を撤去し、撤去した</td> <td>鶴ヶ島 I C、Cランプ</td> </tr> <tr> <td>G r-A-2 E</td> <td>材料を再利用し原形復旧することをいう。</td> <td>鶴ヶ島 I C、Dランプ</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	対象箇所	G r-A-4 E	既設ランプ部の防護柵を撤去し、撤去した	鶴ヶ島 I C、Cランプ	G r-A-2 E	材料を再利用し原形復旧することをいう。	鶴ヶ島 I C、Dランプ
単価表の項目	区分内容	対象箇所																		
G r-A-4 E	既設ランプ部の防護柵を撤去し、撤去した	鶴ヶ島 I C、Cランプ																		
G r-A-2 E	材料を再利用し原形復旧することをいう。	鶴ヶ島 I C、Dランプ																		
単価表の項目	区分内容	対象箇所																		
G r-A-4 E	既設ランプ部の防護柵を撤去し、撤去した	鶴ヶ島 I C、Cランプ																		
G r-A-2 E	材料を再利用し原形復旧することをいう。	鶴ヶ島 I C、Dランプ																		

訂正箇所	正誤区分																																									
	誤	正																																								
特記仕様書 P41 24-16 撤去設置工 24-16-9 支払 (1)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>24-16-9 支払</p> <p>(1) ジャかご工の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設ジャかご工の撤去、処分、ジャかごの鉄線かごの組立て、据付け、再利用する申請用栗石、連結用鉄線、止めぐい等ジャかご工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>(2) 検査路Bの支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1kg当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設検査路Bの撤去、近傍への仮置き、既設検査路アンカーボルト頭部の取り除き及び無収縮モルタルによる補修、検査路Bの製作、運搬、防錆、検査路固定用アンカーによる固定、架設等 検査路Bの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (4) 撤去設置工</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ジャかご工 φ45cm×4.0m×10cm</td> <td style="text-align: center;">本</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">検査路B</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>24-17 撤去工</p> <p>24-17-1 定義</p> <p>撤去工とは設計図書及び監督員の指示に従って、既設構造物の撤去を行うことをいう。</p> <p>24-17-2 種別</p> <p>撤去工の単価表の種別は、下表のとおりとし、発生材の処理方法は本特記仕様書15-1「発生する残存物件と引渡し方法」に従い引渡しを行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> <th style="text-align: center;">対象箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設段差防止構造</td> <td>仮設段差防止構造の撤去を行うことをいう。仮設段差防止構造は設計図書に示すとおり、1支承線で5箇所撤去し発注者に引渡しを行うもの。 なお、固定用アンカーボルト頭部は取り除き、無収縮モルタルにて補修するもの。</td> <td style="text-align: center;">都幾川橋（上下線） A1橋台 P3橋脚(掛違い部) A2橋台</td> </tr> </tbody> </table> <p>24-17-3 数量の検測</p> <p>撤去工 仮設段差防止構造の数量の検測は、設計数量（kg）で行うものとする。</p> <p>24-17-4 支払</p> <p>仮設段差防止構造の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1kg当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う撤去工 仮設段差防止構造の撤去、固定用アンカーボルト頭部の取り除き及び無収縮モルタルによる補修等、仮設段差防止構造の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (5) 撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仮設段差防止構造</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">41</p>	単価表の項目	検測の単位	特一 (4) 撤去設置工		ジャかご工 φ45cm×4.0m×10cm	本	検査路B	kg	単価表の項目	区分内容	対象箇所	仮設段差防止構造	仮設段差防止構造の撤去を行うことをいう。仮設段差防止構造は設計図書に示すとおり、1支承線で5箇所撤去し発注者に引渡しを行うもの。 なお、固定用アンカーボルト頭部は取り除き、無収縮モルタルにて補修するもの。	都幾川橋（上下線） A1橋台 P3橋脚(掛違い部) A2橋台	単価表の項目	検測の単位	特一 (5) 撤去工		仮設段差防止構造	kg	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> <p>24-16-9 支払</p> <p>(1) ジャかご工の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設ジャかご工の撤去、処分、ジャかごの鉄線かごの組立て、据付け、再利用する申請用栗石、連結用鉄線等ジャかご工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>(2) 検査路Bの支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1kg当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設検査路Bの撤去、近傍への仮置き、既設検査路アンカーボルト頭部の取り除き及び無収縮モルタルによる補修、検査路Bの製作、運搬、防錆、検査路固定用アンカーによる固定、架設等 検査路Bの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (4) 撤去設置工</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ジャかご工 φ45cm×4.0m×10cm</td> <td style="text-align: center;">本</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">検査路B</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>24-17 撤去工</p> <p>24-17-1 定義</p> <p>撤去工とは設計図書及び監督員の指示に従って、既設構造物の撤去を行うことをいう。</p> <p>24-17-2 種別</p> <p>撤去工の単価表の種別は、下表のとおりとし、発生材の処理方法は本特記仕様書15-1「発生する残存物件と引渡し方法」に従い引渡しを行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> <th style="text-align: center;">対象箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設段差防止構造</td> <td>仮設段差防止構造の撤去を行うことをいう。仮設段差防止構造は設計図書に示すとおり、1支承線で5箇所撤去し発注者に引渡しを行うもの。 なお、固定用アンカーボルト頭部は取り除き、無収縮モルタルにて補修するもの。</td> <td style="text-align: center;">都幾川橋（上下線） A1橋台 P3橋脚(掛違い部) A2橋台</td> </tr> </tbody> </table> <p>24-17-3 数量の検測</p> <p>撤去工 仮設段差防止構造の数量の検測は、設計数量（kg）で行うものとする。</p> <p>24-17-4 支払</p> <p>仮設段差防止構造の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1kg当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う撤去工 仮設段差防止構造の撤去、固定用アンカーボルト頭部の取り除き及び無収縮モルタルによる補修等、仮設段差防止構造の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (5) 撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仮設段差防止構造</td> <td style="text-align: center;">kg</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">41</p>	単価表の項目	検測の単位	特一 (4) 撤去設置工		ジャかご工 φ45cm×4.0m×10cm	本	検査路B	kg	単価表の項目	区分内容	対象箇所	仮設段差防止構造	仮設段差防止構造の撤去を行うことをいう。仮設段差防止構造は設計図書に示すとおり、1支承線で5箇所撤去し発注者に引渡しを行うもの。 なお、固定用アンカーボルト頭部は取り除き、無収縮モルタルにて補修するもの。	都幾川橋（上下線） A1橋台 P3橋脚(掛違い部) A2橋台	単価表の項目	検測の単位	特一 (5) 撤去工		仮設段差防止構造	kg
単価表の項目	検測の単位																																									
特一 (4) 撤去設置工																																										
ジャかご工 φ45cm×4.0m×10cm	本																																									
検査路B	kg																																									
単価表の項目	区分内容	対象箇所																																								
仮設段差防止構造	仮設段差防止構造の撤去を行うことをいう。仮設段差防止構造は設計図書に示すとおり、1支承線で5箇所撤去し発注者に引渡しを行うもの。 なお、固定用アンカーボルト頭部は取り除き、無収縮モルタルにて補修するもの。	都幾川橋（上下線） A1橋台 P3橋脚(掛違い部) A2橋台																																								
単価表の項目	検測の単位																																									
特一 (5) 撤去工																																										
仮設段差防止構造	kg																																									
単価表の項目	検測の単位																																									
特一 (4) 撤去設置工																																										
ジャかご工 φ45cm×4.0m×10cm	本																																									
検査路B	kg																																									
単価表の項目	区分内容	対象箇所																																								
仮設段差防止構造	仮設段差防止構造の撤去を行うことをいう。仮設段差防止構造は設計図書に示すとおり、1支承線で5箇所撤去し発注者に引渡しを行うもの。 なお、固定用アンカーボルト頭部は取り除き、無収縮モルタルにて補修するもの。	都幾川橋（上下線） A1橋台 P3橋脚(掛違い部) A2橋台																																								
単価表の項目	検測の単位																																									
特一 (5) 撤去工																																										
仮設段差防止構造	kg																																									